

その1、改正の概要

2008年6月6日に「保険契約にかかわるルール」を定めた新しい法律「保険法」が成立しました。保険法は、従来の「商法」における保険に関する規定を約100年ぶりに全面的に改正したもので、2010年4月1日から施行されました。

保険法は「保険契約者等の保護」を基本コンセプトとしており、保険契約者等の利益確保のため、たとえば「告知義務」「通知義務(危険増加による解除)」や「保険金の支払時期(保険給付の履行期)」の取扱いを、従来よりもお客さまにとって有利なものとするなど、さまざまな見直しが行われています。

改正保険法は、損害保険、生命保険を問わず、すべての保険契約に適用されます。これにより、各保険会社では保険法の規定・趣旨に沿った契約内容の改定や整理統合などが実施されました。

その2、主たる改正項目

- 1、告知義務
 - ①「自主申告義務」から「質問応答義務」への変更
 - ②告知義務違反による解除の見直し
- 2、通知義務(危険増加による解除)
 - ①解除要件の見直し
 - ②「因果関係不存在の特則」の新設
- 3、保険金の支払時期(保険給付の履行期)
 - ①保険金の支払時期に関する規定の新設
 - ②保険契約者等の調査妨害に関する規定の新設
- 4、「賠償の保険」(賠償責任保険)固有の改正項目
 - ①先取特権
 - ②保険金請求に関する規定
- 5、「ヒトの保険」(生命保険・傷害疾病保険など)固有の改正項目
 - ①被保険者の同意
 - ②被保険者による解除請求
 - ③遺言による保険金受取人の変更
 - ④介入権精度
- 6、「モノの保険」(火災保険・自動車保険の車両保険など)固有の改正項目
 - ①超過保険
 - ②損害額の算定
 - ③保険価額の減少
- 7、その他の主な改正項目
 - ①重大事由による解除
 - ②保険料の返還
 - ③重複保険(損害保険契約)
 - ④請求権代位(損害保険契約)
 - ⑤消滅時効
 - ⑥解除の効力
- 8、事業リスクを補償する損害保険における適用除外について
 - ①片面的強行規定の適用除外
 - ②企業分野では、保険対象となるリスクが多様多様で、危険測定の情報が多岐になります。このため上記の片面的強行規定は除外されます。

その3、保険法QアンドA

Q1、なぜ、保険法が制定されたか？

A1、商法の保険に関する規定は、制定後、約100年にわたり全面的な見直しが行われていきました。こうした状況を踏まえ、また、近年の消費者意識の高まりを反映し、現代社会に合った適切なルールとするために、全面的な

Q2、「保険法」と「保険業法」とは、どう違うのか？

A2、「保険業法」は、監督官庁(金融庁)が保険会社を「監督するルール」を定めた法律です。今回の改正では、文言等の変更を

Q3、商法の保険に関する規定はすべて保険法に移行するのか？

A3、いいえ。

「海上保険」に関する規定は今回の改正の対象外であり、所要の整備のみ行われ、引き続き商法に規定されています。また、

Q4、保険法はどんな構成になっているのか？

A4、下記の通りです。

第一章 <総 則>法の趣旨・用語の定義を定めています。

第二章<損害保険>傷害疾病損害保険契約を含んでいます。

第三章<生命保険>

第四章<傷害疾病定額保険>保険法で新設されました。

第五章<雑 則>消滅時効期間等、及び経過措置について定めています。